

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医等の登録

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の適否の決定

県道の区域の決定

土地区画整理組合の解散の認可

建築基準法による道路の位置の指定

解^{かい}の指定の一部改正

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

指定団体の届出事項に異動があつた旨の届出

◇ 海区漁業調整委告示 漁業法による公聴会の開催

◇ 地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等

告 示

鳥取県告示第五百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山下 陽 三	鳥医第二、九二三号	昭和五十八年六月七日
高 裕 子	鳥薬第五一八号	〃
中嶋 直 己	鳥薬第五一九号	〃
藤 本 公 彦	鳥薬第五二〇号	昭和五十八年六月十日
中尾 佐代子	鳥薬第五二一号	昭和五十八年六月十四日
井 川 修	鳥医第二、九二六号	昭和五十八年六月二十日

池ヶ谷 貴愛	鳥医第二、九二七号	"
星 尾 彰	鳥医第二、九二八号	"
田 中 寧	鳥医第二、九二九号	"
宮 本 二 郎	鳥医第二、九三〇号	"

鳥取県告示第五百九十一号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良（下市地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十二号

昭和五十八年四月六日付けで赤碓町から申請のあつた土地改良（船上山地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年七月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
赤碓町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十八年七月五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
鳥取鹿野 倉吉線	鳥取市徳尾字下山崎一六五―五地先から 同市布勢字河徳三一―一―地先まで	二六・〇〇 六〇・〇〇	二、七五〇 〇

鳥取県告示第五百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、鳥取市田島土地区画整理組合の解散を昭和五十八年六月二十九日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十八年七月五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市米田町三二二一 森 脇 繁 雄	道路の位置の指定場所 倉吉市米田町字西山田 四一八二及び同地先 河川（二級河川天神川 水系絵下谷川）	道路の幅員及び延長 （メートル） 幅員 五・一〇九・一 延長 三四・六
-------------------------------------	--	--

鳥取県告示第五百九十六号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号（^{かい}解の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「鳥取県黒坂警察署 日野郡日野町黒坂一、五五〇の七」を「鳥取県黒坂警察署 日野郡日野町下菅二四二の一」に改める。

鳥取県告示第五百九十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十八年七月十八日から施行する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

町	を	倉吉西支店	倉吉市大正町二丁目	倉吉西支店	倉吉市西
---	---	-------	-----------	-------	------

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
鳥取県人権擁護連絡会議	清水 章夫	中井 誠一	倉吉市福庭三五六	昭和五十八年五月十六日	その他政治団体
山根英明後援会	稲田 文蔵	谷口 宗	八頭郡八東町北山四七	昭和五十八年五月十六日	"
鳥取県不動産政治連盟	池上 美道	住山貞一郎	鳥取市弥生町二六三一四	昭和五十八年五月二十三日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	代表者の氏名	代表者の氏名	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県支部連合会	新	坂野 重信	相沢 英之	昭和五十八年五月十一日	政党の支部
平林鴻三後援会	旧	福政 實	宮野驥美夫	昭和五十八年五月二日	その他政治団体
茅野恒治後援会	新	米子市角盤六町一―一四	米子市角盤三町三―二五	昭和五十八年五月二日	"
あすの明るい米子を築く会	新	米子市角盤三町一―六四	米子市明治町一七	昭和五十八年五月四日	"
松本よう後援会	新	米子市角盤三町一―六四	米子市明治町一七	昭和五十八年五月四日	"
浅井清治後援会	新	田中 浅三	稲田 文蔵	昭和五十八年五月十三日	"
島田安夫東部やよい会	新	松浦小乃恵	千代西尾政子	昭和五十八年五月二十四日	"
平林鴻三後援会	新	宮崎 正雄	米原 穰	昭和五十八年五月二十六日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

指定団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年月日
平林鴻三後援会	代表者の氏名	宮崎 正雄	米原 稜	昭和五十 八年五月 二十六日

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

昭和五十八年七月五日

鳥取海区漁業調整委員会会長 中 村 弘 治

一 開催日時及び場所

日 時

昭和五十八年七月十四日
午後一時から

場 所

鳥取市青葉町三丁目一一一
鳥取県漁業協同組合連合会会議
室

関係地区

西伯郡淀江町大字淀江九九二一
一 淀江漁業協同組合漁村センター

東伯町以西
境港市以東
の地区

二 案件

鳥取海区における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び区画漁業の地元地区又は共同漁業の関係地区の事前決定について

三 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年齢、従事する漁業の種類及び発言内容の要旨を記載した書面を昭和五十八年七月九日までに鳥取海区漁業調整委員会へ提出すること。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和五十八年七月五日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏名	生年月日	住所	職業	業	電話番号	経験及び履歴	委嘱年月日
下田 三子夫	昭四・四・五	鳥取市西町四丁目一五	弁護士 鳥取県地方労働委員会(会長)		自宅 〇(五七)三二六六	広島地方裁判所三次支部検事	昭三・一・三
松本 萬寿夫	大五・一・三	境港市渡町一二七〇	境港市史編さん審議会専門員 鳥取県地方労働委員会委員		市役所 〇(五七)四一三二 自宅 〇(五九)五一〇五	鳥取県立米子工業高等学校校長 社会福祉法人鳥取県厚生事業団鳥取県立境港通動寮寮長	昭五・三・九
芳村 尚之	大八・〇・三	鳥取市相生町一丁目六〇九	鳥取県地方労働委員会委員		自宅 〇(五七)三一〇七	鳥取県地方労働委員会事務局長	昭五・三・三
田中 蓬篤	大二・一・七	鳥取市葛蒲四五五	鳥取大学教育学部教授		大学 〇(八七)六一〇三三 自宅 〇(八七)三一三六		昭四・四・三
福士 俊一	大三・二・〇	鳥取市浜坂字高熊一八 一四五	鳥取大学農学部教授 鳥取県地方労働委員会委員		大学 〇(八七)六一〇三三 自宅 〇(八七)三一四四		昭五・三・三
高橋 務	大四・三・二	米子市道笑町二丁目二四二	公認会計士 税理士 不動産鑑定士		自宅 〇(八五)三一五〇〇		昭五・三・〇
勝部 可盛	昭八・三・四	米子市上福原一四五九 一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会(会長) (代理)		事務所 〇(五七)三一四四 自宅 〇(五七)三一四〇		昭四・四・三
直野 喜光	昭九・一・三	米子市加茂町二丁目二二	弁護士		自宅 〇(五九)三一七四		昭四・四・七
石田 登	大四・四・一	米子市皆生一六八四 二	鳥取県労働組合総評議会西部地区 評議会副議長		病院 〇(五九)元一二〇〇 自宅 〇(五九)三一三〇〇	博愛病院従業員組合執行委員長	昭四・三・七
北尾 才智	大五・三・三	西伯郡西伯町大字原四 九〇	鳥取県労働者福祉協議会理事長 鳥取県地方労働委員会委員		県労働協 〇(五七)七一四八 自宅 〇(五九)三二一〇	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会議長	昭四・二・六
中森 義人	大五・八・二	米子市浦津二五三	国鉄労働組合米子地方本部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員		組合 〇(五九)三二一九 自宅 〇(五九)七一〇六	国鉄労働組合米子地方本部書記長 鳥取県労働組合総評議会副議長	昭四・一〇・三

田中和夫	油木桓志	鈴木実	由谷武之	松田千歳	石井信儀	尾上賢二	山本恒久	川勝敏和	本田皓人	箕浦正	神波尚典
大ニ・九・〇	大ニ・一・五	大九・八・二	大六・七・三	大六・五・七	昭四・六・三	昭三・九・五	昭三・〇・三	昭二・八・七	昭九・四・三	昭六・一・三	昭三・三・六
八頭郡用瀬町大字安蔵 三三四	米子市東町一三	鳥取市玄好町一〇四	倉吉市余戸谷町二九九 一一一	米子市榎原八四七	鳥取市大覚寺七七―四 八	倉吉市大正町二丁目九	米子市福市八六二―七	鳥取市栗谷町一三一― 一	東伯郡羽合町大字田後 五七〇―五	倉吉市八幡町三三一― 一六	東伯郡東郷町大字長和 田五九八―三
鳥取信用金庫理事長 鳥取県地方労働委員会委員	米子信用金庫常務理事	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	米子商工会議所専務理事	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書 記長 ゼンセン同盟鳥取エフワン労働組 合委員長	全日本労働総同盟倉吉支部支部長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長	全水道 山陰地区本部米子支部執行 委員長	鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委 員長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合総評議会中部地区 評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県現業職員労働組合執行委員 長	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員
金庫 〇八七〇三―二四二 自宅 〇八六八三―三五五	金庫 〇八九〇三―二四四 自宅 〇八五〇三―四三三	協会 〇八七〇三―八四四 自宅 〇八七〇三―〇〇三	会社 〇八七〇三―一五〇八 自宅 〇八六〇二―一六三	会議所 〇八五〇三―一五三 自宅 〇八五〇一―一六七	地方同盟 〇八七〇三―二四八 自宅 〇八七〇一―六七	組合(興和紡績) 〇八六〇二―一八四九 自宅 〇八五〇一―〇〇五	市水道局 〇八五〇三―一六二 自宅 〇八五〇一―〇〇五	組合(三洋) 〇八七〇三―二三四 自宅 〇八七〇三―九三四	地評 〇八六〇三―一七四 自宅 〇八五〇三―一四〇	組合 〇八六〇三―一六九 自宅 〇八六〇二―一七五	県総評 〇八七〇三―一三九 自宅 〇八六〇二―一三〇
鳥取信用金庫常務理事	米子信用金庫業務部長	日本海新聞取締役論説委員長 鳥取県経営者協会事務局長	ヒシクラ醤油株式会社取締役	鳥取県立米子高等学校校長	全日本労働総同盟鳥取地方同盟執 行委員	興和紡績労働組合倉吉支部書記長	全水道米子水道労働組合書記長		全日通労働組合倉吉分会執行委員	鳥取県現業職員労働組合特別執行 委員	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動 車支部執行委員長
昭五・四・六	昭六・三・〇	昭三・三・六	昭三・三・六	昭六・三・〇	昭五・四・六	昭五・四・六	昭六・三・七	昭五・三・八	昭六・三・七	昭六・三・七	昭五・三・六

尾崎 喜人	大正・九・三	鳥取市湖山町南五丁目 六五一	鳥取商工会議所専務理事	会議所 自宅(八五)六一六六六 自宅(八五)六一三六九	社会福祉法人鳥取県厚生事業団常 務理事	昭五・三・〇
藤井 敏郎	大正・〇・六	米子市皆生二〇九三	株式会社山陰放送専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	会社 自宅(八五)三三三二 自宅(八五)三三〇三	株式会社山陰放送常務取締役	昭四・三・六
小林 繁	大正・七・四	米子市皆生一六六一 五四	米子機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 自宅(八五)元一〇三三 自宅(八五)三一三四四	株式会社米子鉄工所取締役	昭四・二・四
藤田 忠義	昭二・三・天	倉吉市福庭五四四一	神鋼機器工業株式会社取締役総務 部長	会社 自宅(八五)六一三二 自宅(八五)六一〇三二	神鋼機器工業株式会社総務部長	昭四・六・七
児嶋 祥悟	昭八・四・九	鳥取市美萩野一丁目一 三八	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	会社 自宅(八五)三三三三 自宅(八五)元一〇三〇	鳥取瓦斯株式会社取締役	昭五・四・四
森本 和雄	昭二・一・三	岩美郡国府町大字奥谷 一二二	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 自宅(八五)六一七五五 自宅(八五)三一七五五	鳥取県自治研修所長	昭五・一・七
田中 淳一	昭六・六・三	鳥取市田園町四丁目一 六六	鳥取県地方労働委員会事務局次長	事務局 自宅(八五)六一七五九 自宅(八五)三一八一六	鳥取県地方労働委員会事務局次長 兼調整課長	昭五・四・四
荻原 隆通	昭五・六・六	八頭郡河原町大字袋河 原四三七一二	鳥取県地方労働委員会事務局審査 課長	事務局 自宅(八五)六一七五九 自宅(八五)六一〇三四	鳥取県企画部統計課企画調整係長	昭五・四・三
太田 垣 愿	昭六・九・四	鳥取市本町五丁目一 四	鳥取県地方労働委員会事務局調整 課長	事務局 自宅(八五)六一七五〇 自宅(八五)三一三五四	鳥取県衛生環境部健康対策課課長 補佐	昭五・六・九

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】